


洞爺湖と羊蹄山

トーヤはアイヌ語の「湖のおか」の意で、美しい曲線の緑の中島を浮かべた湖はあくまでも澄み、明鏡の名がびつたりする。

Lake Toya and Mt Yotei



北海道行政書士会報

発行所
 札幌市大通西6丁目
 北海道行政書士会
 T ☎3882
 振替口座小樽8224
 印刷所
 株式会社 正文舎印刷所
 札幌市菊水西町2丁目
 電話☎7151~3番

○従来通り振替口座を利用してもよろしいです。
 尚銀行発行の副報告書の端書に送金内訳記入の上本会に送つて下さい。

43・8・20	第5号	九条市東一条南3丁目19	波辺真一	該当
第13号	第5号	九条市東一条南3丁目19	波辺真一	該当

第四一号 もくじ

一、あ と が き	9	一、会 務 報 告	1	一、支 部 だ よ り	3
一、事 務 局 日 誌	9	一、会 員 移 動	8	一、欧 州 の 旅 (そ の 二)	6
退 会	8	入 会	8		

会務報告

第七回常任理事会

(支部長合同)

- 一、日時 昭和43年8月17日午後3時
- 一、ところ 札幌市南三条西五 三川屋会館
- 一、出席者 渡辺会長、藤山、佐藤、竹原三副会長、成沢、大飼、鈴木、高島、梶井、荒、後藤、佐々木……以上八常任理事
- 黒島、細井、伏見、灰原、今村、荒(常任理事兼任) 中沢、藤沢、村瀬、森口……以上十支部長
- 事務局2名

一、議案

- 1、北海道行政書士報酬規定取扱要領作成について本部で標準のものを作成して各支部で地域に合ったものを作るべきだとの意見で本部に於いて作成することに決定、企画部で立案作成すること。
- 2、行政書士試験制度廃止反対運動について執行部で検討すること。
- 3、死亡見舞金制度発足について第一生命保険会社社員内容説明あり、希望者により発足する事に決定、第一生命に一任を決定。
- 4、企画部の強化方法について企画部の活動について種々論議され企画竹原総括より現在の人員で強化のため努力するとの発言で了承。
- 5、内容証明料金の徴収について会費滞納により内容証明催告状発送後本人に到着しない場合に返金し易い場面の検討(高橋村)

出席者 渡辺会長、藤山労働部会長、梶井企画部長、大飼総務部長、成田、遠藤労働部会常任幹事、高田労働部会幹事長事務局2人

一、議事

講習会場の選定と期日、日数の検討、其の他について

一、閉会 午後8時30分

◎ 日行連常任理事会

- 一、日時 昭和43年9月14日午後1時
- 一、場所 東京都文京区本郷4丁目28 都旅館

本会より渡辺会長(日行連副会長) 藤山副会長(日行連常任理事) 成田労働部会常任幹事(參觀のため)

議題

- (1) 社会保険労務士に関する件
- (2) 行政書士法の一部改正に関する件
- (3) 日行連旅費規定改訂案の件
- (4) 其他

◎ 会費滞納者の督促について

従来会費滞納督促は三カ月に亘る場合は第一回発送し、更に四カ月に再度督促いたしておりましたが、本年10月から五カ月に亘る滞納者に第一回督促し、これに応じない場合は六カ月に内容証明書を発送し、会費納入の促進を図ることにしましたので、何卒会員各位の一層の御協力を願います。

各位

北海道行政書士会

は本人負担とする。

6、ポスター作成について企画部に於いて検討すること。

7、現行北海道行政書士会の旅費規定改訂について経緯審議とする。

二、報告事項

- 1、北海道行政書士会根室支部の臨時総会状況
- 2、日本社会保険労務士会則案(近畿支部大阪会)
- 3、其他

第五回労働部会常任幹事会

(支部長合同)

- 一、日時 昭和43年8月17日午後1時
- 一、ところ 札幌市南三条西五、三川屋会館
- 一、出席者 渡辺会長、藤山労働部会長、中川副部長、高田幹事長、遠藤、成田、大淵、渡辺勲、日向寺、常任幹事、浦野、合計、有馬、会計監査、黒島、細井、伏見、灰原、今村、荒、中沢、藤沢、村瀬、森口、支部長 事務局2名

一、議案

- 1、社会保険労務士法の具体策検討について法、附則の2の検討
- 資格取得の要件として一定講習受講の含みがあることに於いて論議し講習開講に決定。
- 2、労働部会最終の時期について種々の角度からもう一度、部会の役員会を開催して決定した方がよいとの結論を得た。

企画部会 議

一、日時 昭和43年8月24日午後3時

支部だより

十勝支部役員会

- 一、日時 昭和43年8月24日午後1時
- 一、場所 帯広市西一条九丁目 日本橋食堂
- 一、出席者 本会より渡辺会長出席

支部長 村瀬茂 副支部長 鈴木一雄 理事 金子 城、平賀昌夫、福原英雄、天野晴清、野際莊一、榎波弥一郎

一、議案

- 1、会員死亡見舞金制度について……賛成可決
- 2、非書士対策について
 - (イ) 労働管理士の名称を使用し、業務を行なっているものの実情及び営業を調査すること。
 - (ロ) 陸運相談所、自動車協会、食品衛生協会の事務代行所の実態を調査すること。
 - (ハ) 登録の取消を受けたもの(法第5条第3号による該当者)が引続き業務を行なうように見受けられるので各役員は厳重に監視すること。
 - (ニ) ポスターを各官庁に配布し会員名を下に記載したものをつける。
 - (ホ) (イ)に付き特に必要がある場合は本部役員を要請する。
- 3、役員会、講習会には必ず本部役員の出席を要請する。

以上の議案を議決し、昭和43年8月17日の理事会、支部長会議の報告午後5時散会。

- 一、ところ 札幌市大通西十丁目 第一ホテル
- 一、出席者 渡辺会長、藤山、佐藤、竹原、副会長、梶井企画部長 真貝、高島、荒、後藤、企画部員 オブザーバー 高田労働部会幹事長、成田常任幹事

一、議事

◎ 企画部強化について

企画部竹原総括より去る8月17日の常任理事会に提案された企画部強化策について協議したい旨を述べ左の事項に就いて審議した。

- 1、本会会則第59条第4項の実行について検討
- 2、報酬額の内容について本部で基本的なものを作制する必要があることを第7回常任理事会で決定しているため9月15日までには作制すること。
- 3、会報の発行について企画部で責任をもって編集、発行すること。
- 4、講習について社会保険労務士の資格取得のため一定講習の開講立案、計画準備は企画部で行なう。時期は10月中、会場、出欠はアンケートによって集計すること。
- 5、行政書士法関係法令の調査研究をすること。
- 6、総会に提案する事業計画は具体的なものにする必要がある。
- 7、各支部の講習、研修会に対する助成金の交付の調整を図ること。

講習会開講に関する打合

- 一、日時 昭和43年9月18日 午後4時
- 一、ところ 札幌市大通西六の六 北海道行政書士会事務所

札幌支部研修会

- 一、日時 昭和43年8月31日午後1時
- 一、場所 札幌市南七条西三丁目 豊水区出張所二階広間
- 一、講師 札幌陸運局 登録資料係長 佐藤繁則氏 外一名

一、状況

残暑きびしい当日会員65名の予想外の大多数の出席によって、陸運関係諸手続きにつき講習会を開催したところ会員一同暑さにもめげず熱心な態度で勉強し、活発な質疑応答もあって午後3時終了。引続き労働部会長藤山利夫氏によって本年6月3日公布された「社会保険労務士」(法律第89号)の法に対する必要条文の説明並びに今日までの過程について説明があり、併せて行政書士報酬改訂について解説を行なった。

釧路支部定時総会

- 日時 昭和43年5月11日
- 場所 釧路市浦見町二丁目 三吉会館
- 出席 会員数45名中20名。委任状による者11名。計31名

来賓

- 1、釧路支庁長代理 山本総務課長補佐
- 2、同 坂上地方係主事
- 3、釧路市長 代理 片垣サービスマンセンター所長
- 4、本会会長 代理 荒常務理事
- 一、開会挨拶 尾越副支部長
- 二、支部長挨拶 伏見支部長
- 三、来賓祝辞 1、釧路支庁長代理

議長選出 議長 常見庄司氏
副議長 平田 清氏承認される。

報告第一号
昨年度の定時総会に議決された事業計画中の研修会、会員の福祉親睦、会報の発行等の実施状態。陸運事務所長を伏見、大沢、細木氏が訪問して行政書士法違反行為防止協力方を要請して、その協力する約束を得た。

その他、市農業委員会事務局、警察方面本部、職業安定所等にも同様協力を得ることにした。

報告第二号
昭和42年度収支決算報告並びに監査報告
報告第三号
専決処分について
一、本総会招集期日変更について
一、支部弔慰規定一部改正について
議案第一号
昭和43年度事業計画案について
一、広報委員会の設置について
機関紙の発行年4回位
二、業務研修会の開催
2回以上公開研修会の予定
三、会員(家族を含む)親睦会の開催
議案第二号
昭和43年度収支予算案について
議案第三号
役員改選について、左の通り決定

支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典、大沢 清
常任理事 細木貞次

周囲の地目等を示す図面

正本一枚	五五〇円
副本三枚	八二五円
実測図 正本一枚	五五〇円
副本三枚	八二五円
配置図 正本一枚	五五〇円
副本三枚	八二五円
⑤現況調査 一時間	三〇〇円
⑥申請書提出代理一件	二〇〇円
⑦同提出日当 一時間	三〇〇円
合計	八、八二五円

以上検討の結果、更に三段階位に格付して研究を重ねることとした。

更に「風俗営業等取締法」関係事件についても研究を進めることにした。

(2)行政書士法違反行為の告発について
農協職員その他の違反行為について引続き調査し、資料をまとめること。

(3)研修会の開催について
社会保険労務士法の施行を控え、本会と充分打合せの上具体果すること。

(4)支部会費第二期分の徴収について
閉会 午後8時30分

釧路支部 九月定例役員会

日 時 昭和43年9月12日午後7時
場 所 釧路市浦見町二丁目 伏見支部長宅
出席者 支部長(兼本会理事) 伏見 勇
副支部長 尾越 勝典

理事 中島 寛、佐藤 猛、森谷嘉一郎、宗田新一
監事 武田時雄

議案第四号
代議員選任について
本会代議員 細木貞次
佐藤 猛

閉会 午後4時50分

釧路支部八月定例役員会

日 時 昭和43年8月8日午後7時
場 所 釧路市浦見町二丁目七番地 伏見支部長宅
出席者 支部長(兼本会理事) 伏見 勇
副支部長 尾越 勝典
大沢 清
中島 寛
理 事 (兼本会代議員) 細木 貞治
佐藤 猛
森谷嘉一郎
宗田 新一
武田 時雄
監 事 武田 時雄

伏見支部長の挨拶
藤山利夫本会副会長が根室支部総会出席の途次、特に時間をさいて当地に立寄り先般国会において成立をみた「社会保険労務士法」の制定経過等について懇談の機会をもったところ、日中しかも急々の間に電話等による連絡であったにもかかわらず、参加の会員22名を教え同法並びに本年7月1日から施行された改正報酬額について説明をきくとともに、熱心な質疑がかわされたことは極めて有意義であったことを述べた。

大沢 清
中島 寛
細木 貞次
佐藤 猛
森谷嘉一郎
武田 時雄

議事
一、報告事項
(1)本会常任理事並びに支部長合同会議
(2)会 計
(3)会員異動
(4)本会会費滞納者
二、協 議
(1)支部会報創刊号発刊について
(2)本会主催講習会(社会保険労務士に関する)開催場所の希望地について
三、その他
二件について
閉会 午後8時40分

網走支部 地区別研修会

日 時 昭和43年6月23日午前9時~午後4時
場 所 紋別市役所 第2会議室
研修内容と講師
1、農地法と申請の実務について
紋別市農業委員会 小野寺事務局長殿
2、労働関係諸法とその実務について
労務部会幹事 元労働事務官 村井 工殿

議事
〔一〕報告事項
(1)会計……現在残高
(2)会員異動……入会者1
処分退会1
(3)各単位会における報酬額の調査について
(4)支部会報創刊号発行について
〔二〕協議事項
(1)報酬額の計算基準について
大沢副支部長の研究課題「農地法関係報酬額について」の試案を検討することにした。
試案の要旨左記のとおり
1、簡易なもの
「例」①剛坪未満のもの
②区画整理地域外のもの
③個人住宅建築を目的とするもの
④依頼者から予め資料の提供があるもの
2、複雑なもの
前記以外のもの
報酬基準額(簡易なものの場合)
①申請書 正本一枚 六〇〇円
副本六枚 九〇〇円
②附属書類 正本一枚 三〇〇円
副本三枚 四五〇円
③登記簿謄本 一筆 一五〇円
申請代理 一件 二〇〇円
申請書提出及び受領日当一時間 三〇〇円
外に交通費実費
④図面類
見取図 正本一枚 四〇〇円
副本三枚 六〇〇円



(地区別研修会会場)

網走支部役員会
日 時 昭和43年9月18日午後2時~5時
ところ 北見市北8条西1丁目 むつみ会館
出席者 藤沢支部長、鈴木副支部長、村井副支部長、今野藤男(横副支部長代理)、橋場総務部長、須藤業務部長、事務局 真真
議事
1、開会あいさつ……支部長
○支部長会議と常任理事会の経過報告(支部長)
○企画部会議の経過報告(真真理事)

- 2、各部の構成、業務執行体制について
総務部長 橋場 弘一
経理部長 村井 工
業務部長 須藤 正美
各部長は部長指名に一任
- 3、業務執行体制
○事務所は当分の間従来通りとする。
○毎月第3土曜日午後1時から1時間
部長会議を開き、打合せと事務処理をする。
- 4、紋別地区研修会の成果と反省
○初めての催しとして成功であった。
○遠征方面の出席が無かったのは遺憾。
○年に一度は是非会合するようにしたい。
○定型的諸法規でなく親睦を図りたい。
- 5、本年度事業計画の推進について
○10月中旬に網走地区で集会を計画
○非行政書士対策は部長会で立案する。
○未入会登録者の入会勧告。
○司法書士、行政書士、土地家屋調査士、各書士の職分徹底のため合同懇談開催。
- 6、社会保険労務士法施行に伴う問題について
7、其の他

以上

欧州の旅(其の二)

札幌市総務部長部

犬飼 竹治

前号においては欧州とはどんなところか、また交通特にドイツの児童公園等について述べたが、それに就いてスイスの特殊事情等を述べてみようと思います。

日本の勝手で進んで大いに努力をしたが、入賞の機会を失い残念であった。

然し、各国の少年達と交通事故防止という大きな目的での競技に参加し、また親善を深める等意義があったことを喜ぶと共に、日本全体の少年達も欧州の子供達のように交通法規なり、自転車の運転なりを練習し交通事故にあわないようにすべきだと強く感じられたところである。

(3) ベルンからバスでスイス第一の都市チューリッヒ市に行き、市内の見物と途中ラインの滝を見て六月十五日ジュネーブに着いたのであった。



(ジュネーブ湖畔の町角)

ジュネーブは川を境にフランスに接し国際都市として知られ万国赤十字社、欧州国連本部等国際的機関が

スイスは永世中立の国として知られている国であり、国土は九州より少し小さい。西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリアと隣り、アルプス山系の中にあり、人口は一九六〇年の国勢調査では五四二万九千、現在は五八〇万となっている。スイスは山岳地帯が多いが、中央部には広い盆地があり、農耕特に酪農が盛んで夏期はアルプスの中腹まで放牧が行なわれ、有効に利用されている。土地は森林を含め国土の七六%といわれている。他は湖水又は氷河等草木の育たない高山地帯である。

気温は盆地と山岳地帯とは一様でないが、ジュネーブはベルンとチューリッヒを結ぶ概して平地はあまりその差はなく、六月で(℃)最高一九度最低一四度、最も気温の高いのは八月で最高二二度、最低一五度位、また最も寒いのは二月で(℃)一度か二度位といわれている。スイスにはジュネーブ湖(レマン湖)とポーデン湖を始め湖水が多く、アルプスの山脈との調和により山紫水明、風光明媚で国全体が公園の風格をもっている。交通は鉄道、道路共よく発達し、特に道路はどんな田舎道も全舗装で、交通の便は大へんによい。次にスイスでの見聞したことを項を逐うて述べてみよう。

(1) スイスの首都ベルン(一七万)の町に着いて友人三名と共に日本大使館を訪問し大使とお会いする機会を得、欧州事情などを聞くことができ大へん参考になった。それから中学校を訪ね、校長先生の案内で説明で授業中や校舎内を視察したが、校舎は近代的な建物と設備であり、特に生徒は一クラス二五名で、ゆとりとしており合理的な教育に意を注いでいることがうかがわれた。

例えば、人はみな個人差があるから、機械的な教育では基礎的な教育は困難であるから、出来れば生徒の少数主義は理想といえるのであろう。その一面に

多く聞かれ、人口は三十万程でありジュネーブ湖の端を抱くように発展した所で、先にスイス全体が公園と述べたが、その中でもジュネーブは代表的であり、天然自然の美と共に町は絵のように綺麗で、湖のほとり、公園、道路脇等至るところに樹木や草花を植え込み旅人の目を楽しませる。日本のことなど述べることは望まないが、少し許して貰うとすれば、例えばバスの停留所や道路又は公園でも日本のそれは煙草の吸が入れがあるにかかわらず、そこら一面に投げ散らし、紙屑や汚物も処かわず棄てる。唾を吐き棄てる。そしてそこらかまわず放尿とくる。スイスでは一日歩き通しても紙屑一つ見ることが出来ない。日本のそれらは誰の責任だろうか。日本も早く先進国の仲間入りしてもよいと思うのだが。

(4) スイスには大都市はなく、北部のオーストリア、ドイツ国境近くのチューリッヒ市が人口四万で第一位、フランス、ドイツ国境のバーゼル二二万、それにジュネーブ、首都ベルン、ローザンヌ一四万、十以下三万が八市、外は町村である。そして市や町を中心にして州がおかれ、州の数は半州を含め二五あって、州の上に連邦があり、州と連邦とは共に主権があり、その相互の権限をのぞいて見ると凡そ次の四つに分けられるようである。

その一は連邦が州を排除して行なうもので、例えば関税、アルコール、専売、郵便、電信電話、貨幣、鉄道の免許等である。

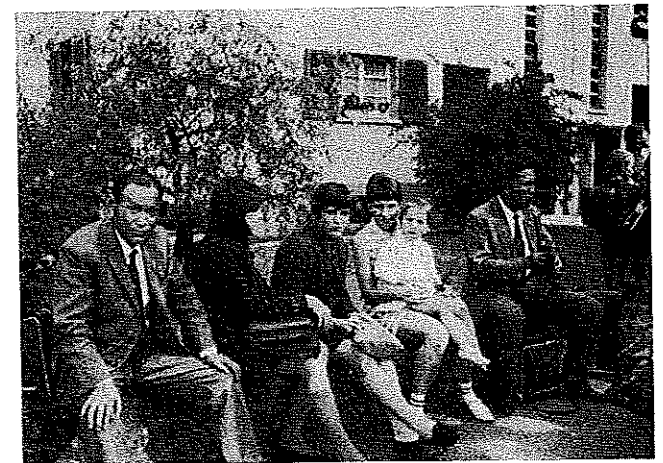
その二は連邦で立法し、実施は連邦と州とで協力で行なう。例えば単組織、外事警察、登記等。

その三は連邦が規制するが施行は州である。例えば河川、湖沼、電力、漁業、労働、教育の如きである。

その四は完全に州の権限で連邦が監督するものに道路、橋梁、その他スイス全体に関係するものである。

(5) スイスにはスイス語というものはなく、ドイツ

においては教育態度がきびしいものがあり、生徒のわがままな自由行動を戒め規律を正し、持ちものの整頓、掃除等の躰がよく行なわれていることが感じられたのである。



(スイスの小供達との憩い)

(2) その日午後はベルンで国際交通安全優勝カップ大会があり、この大会には日本からも代表選手四名の少年が参加した。私達一行はその応援と見学ということであり、大会への参加が西は欧州圏が多く、日本を含め十八カ国であった。競技の方法は交通法規のテストと自転車と足踏自動車運転の仕方で行なわれた。ドイツの児童公園における実習と同じような方法であり、反則の多い少ない等を見て優劣を決めるのであるが、日本代表少年は、欧州では車は右側通行もあり、

語、フランス語、イタリア語が母語となっていて、この三つの中どれを用いるかは州の権限で決められている。だから州によって三言語、二言語、一言語と区々になっている。これは基本的には人種の問題があるように思われるので、ドイツに近い方は文化的、性格的にドイツ人に似ているし、フランスに近い方は古くからフランス語を母語としており、イタリアに近い方はイタリア、特にミラノ地方の方言を母語としていた。そのようなことから三言語が用いられているが、何れもそれらの国とは政治的にははっきりと区別し、所謂スイス式民主主義を守っているといえるのである。これらを母国語系でその比率を見ると、ドイツ語系七四%で三六〇万、フランス語系二〇%で九七万、イタリア語系四%で一九万、ロマンス語というのか一%あるといわれる。

(6) スイスの産業で機械器具の生産に従事している企業は二千数百に達し、約二十数万の人が雇用されているというが、中でも注目されるのは時計である。このスイス時計の歴史が古く十六世紀頃から始められたという。スイスには千三百の工場と八万人を超える時計工が製作にあたり、製作方法は多くは分業化されており、それぞれ専門的に部品を作る。そして熟練工の養成に重点がおかれ、一個一個の時計が正確で持久性のあるよい時計、信用されるものを作る事に努力がなされている。

(7) 前にも述べたが、スイスの永世中立はどのようなに保たれているのだろうか。それは、数世紀に亘る経験の上からであり、一八一五年パリ条約によって保たれたのが初めて、その署名国は英国、オーストリア、ロシアその他を合せて八カ国で、スイス連邦の憲法にも規定されている。それでスイス自身もその義務を履行する上にも外国から犯されないように中立を守るために軍隊を持たねばならないと解されているが、

スイス憲法では常備軍を禁じ各州は三百人以上の常備軍をもつてはならないとき、れ現実に小数の憲兵だけで常備軍はない。しかし、国民皆兵の制度をとり、すべての国民は二十歳から兵役の義務を有し、現役十六年、予備役十二年、復備役十二年となつていて、軍を必要とするときは国防委員会に諮問してきめるが、或数を超えるときは議會を召集することになる。このようにしてスイスの国防は若し有事の場合は二十四時間以内に五十万を召集することが可能であるとされており、一面国防予算においては毎年全予算の三〇％以上は達しており、これを見ても一國での国防ということとは容易でないことが考えられるところである。

(8) スイスは水力資源には大へんめぐまれているが天然資源が乏しい。しかし国民は技術研究心に富み、紡績機械を製作しそれらを使用し、また機械生産企業を盛んにし、内燃機発電機、冷凍機等、機械類を多種に亘り輸出し貿易では輸出超過となつており國を富ませている。そして春・夏・秋と観光客の来往も多く国民の所得は日本の三・五倍といわれ、国民生活水準は英仏等の諸國よりも高く欧州では最高とされている。日本との関係は、日本からの輸入は軽機械グループ、ラジオ受信機、電気機械及び写真機、真珠、繊維品グループ、魚鱗詰等。日本へは化学品、薬品、染料有機化合物、時計等が主なもので日本へは出超している。(9) 国防など話は風流を欠いた嫌があるが、そのまゝを述べただけである。ともかくスイスは他に比類のない観光國といえる。自然がすばらしく、町や道路は自然と共にきれいであり、スイス人も純朴で旅人には親切である。訪れる外国人の多いのもスイス人の暖かく迎える心づかいがあるのが理由の一つかも知れない。

この國は鉄道、そして道路がよくできているから交通は至極便利であるが、不便なのは言葉である。三

事務局日誌

[8月]

- 17日 入会 札幌1、旭川1
労働部会常任幹事会並びに本会常任理事会、支部長会議
- 21日 3カ月以上会費滞納者督促状56通発送
- 24日 企画会議
- 29日 内容証明4通発送
- 31日 札幌支部講習会、陸運関係諸手続について [9月]
- 9日 社会保険労務士関係諸法令講習会開催について 全会員にアンケートを発送
- 14日 日行連常任理事会に渡辺会長、藤山副会長、成田労働部会常任幹事出席
- 18日 講習会開催について打合せ
入会 小樽 1
- 20日 入会 空知 1
5カ月以上会費滞納者に督促状43通発送
- 24日 3カ月、4カ月会費滞納者督促状74通発送
- 26日 入会 函館 2
- 27日 内容証明13通発送
- 28日 会費滞納者に督促状112通発送

国語が入り混つているので、今日はこちらの言葉、あすはあちらの言葉ということになる。然し、それらを知らなくともホテルや大きな商店では英語で通ずるし、それも不得意だとすれば商店などでは物の値段などは筆談がよい。スイス商人は余分なもうけは望まな

いようである。以上色々述べたが、連邦議会の議員の任期が州によって違ふとか、裁判の制度とか、社会保障とか述べたことは多くあるがスペースの都合もありこのへんでスイスを終り次回はいタリーについて御伝いしたい。

会員異動

(43年8月15日~9月末日)

◇入会

支部	会員番号	氏名	事務所	入会月日	備考
札幌	一〇六一	笠松 勝栄	札幌市北18条東1丁目	8.17	新入会
旭川	一〇六二	松島 永次	中川郡美深町字1条北4丁目3	8.17	
小樽	一〇六三	中沢 義勝	小樽市緑1丁目27-9	8.26	
十勝	一〇六四	安井 勝彦	帯広市西9条南9丁目1	8.26	
札幌	一〇六五	山田 浩	札幌市白石町平和通11丁目北39	9.14	
小樽	一〇六六	岩城 秀晴	北28条西12丁目83の56	8.18	
空知	一〇六七	市嶋 峰藏	虻田郡倶知安町北3条東2丁目5	8.20	
函館	一〇六八	鈴木 勘之助	岩見沢市6条西1丁目1	8.26	
空知	一〇六九	村川 喜七	函館市千歳町三一	8.26	
函館	一〇七〇	半谷 正人	山越郡八雲町末広町20	8.26	

◇退会

支部	会員番号	氏名	事務所	退会月日	備考
空知	七三	大留 勝雄	空知郡南幌町南14条西8	8.23	死亡

△あしがき▽

- 一、社会保険労務士関係諸法令講習会開催のため準備其他で本号の発行が遅れました。
 - 一、次号は講習会の特輯を編集する予定です。
 - 一、講習会にテキストとして使用した
 - 労働法令関係様式記載例集 五〇〇円 送料 八五円
 - 労災保険の手引 三〇〇円 送料 七〇円
 - 残部がありますので品切れにならないうちに注文して下さい。
 - 最近新刊になりました参考書
 - 社会保険労務士模擬試験問題集 定価 五〇〇円 送料 七〇円
- 将来、社会保険労務士の受験のため有益な図書と思われまふ。本会に在庫がありますので精々利用下さい。